

広島システム開発協同組合賛助会員規約

1. 目的

本規約は、広島システム開発協同組合(以下「組合」)の定款第49条に定める賛助会員について必要な事項を定めることにより組合活動の促進を図ることを目的とします

2. 加入

加入は、所定の申込書の組合への提出と受理により賛助会員となります

3. 脱退

脱退は、賛助会員がその旨を組合に通知することにより脱退となります

4. 除名

組合は賛助会員にふさわしくないと判断した会員を、当該会員の弁明を聞いた上で除名することができます

5. 会費

- 1) 組合は賛助会員から、別に定める会費を徴収することができます
- 2) 会費は、組合の会計年度(4月～3月)にあわせて年1回年会費として徴収し、年度途中の加入者からは、加入月の翌月から年度末までの月割分を徴収することとします
- 3) 組合は特定の催事期間中の加入者には会費の一部を減免することができます
- 4) 組合は会費金額を期の途中でも変更できることとします
- 5) いったん納付された会費は、期中で会員の脱退または除名があっても返還しません

6. 事業参加

賛助会員は、組合の事業または個別のプロジェクトに参加して情報を共有し運営に協力することができます

7. 手数料

- 1) 組合は賛助会員から、会員が参加する事業または個別のプロジェクトについて手数料を徴収することができます
- 2) 手数料の額と徴収方法は、事業またはプロジェクトごとに別に定めます

8. 寄付または出資

- 1) 組合は賛助会員から、会員が参加する事業または個別のプロジェクトについて寄付または出資を募ることができ、会員はそれに応じることができ、また事業またはプロジェクトの運用に基づく出資に対する配当を受けることができます
- 2) 寄付または出資の額と納入方法または出資に対する配当額と配当方法は、事業またはプロジェクトごとに別に定めます

9. その他

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、組合理事会で決定します

(2022/R4年12月8日改訂)